

ヘイトスピーチ（差別扇動）被害に対する意見書

近年、日本国内ではヘイトスピーチが大きな社会問題となっている。国連人種差別撤廃委員会では、日本政府に対し毅然と対処するよう勧告するなど、国際社会からも厳しい指摘がなされている。

2009年の京都朝鮮第一初級学校に対する襲撃事件では、昨年12月9日の最高裁決定により、人種差別撤廃条約違反と高額の損害賠償を認めた大阪高裁判決が確定したところである。

このような事例のヘイトスピーチは、単なる侮辱にとどまらず、在日韓国・朝鮮の人々に対する社会的排除と暴力であり、決して許されるものではない。

もとより京都府は、世界があこがれる観光都市や国際的な文化学術研究都市、古代文化発祥を担う地域や世界文化遺産の登録を目指す地域など、文化都市として多文化共生によるまちづくりを、府民全体が主役となり進めてきた。

今後、更に人権啓発を進め、人権を守る文化を尊重し、人々が公平で平等に安心して生活できる環境を充実発展させることが望まれる。

規制については、表現の自由の保障など、複雑な要素が入った難しい課題を抱えていることは承知しているが、国におかれては、ヘイトスピーチ被害に対し、有効な調査及び対策を早急に実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月13日

衆議院議長	町	村	信	孝	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	高	市	早	苗	殿
法務大臣	上	川	陽	子	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿
国家公安委員会委員長	山	谷	えり子		殿

京都府議会議長 多賀久雄